



# 鹿児島県 農地バンクだより

～活かそう農地、託そう未来～

第10号

令和3年12月22日発行  
公益財団法人鹿児島県地域振興公社  
(鹿児島県農地バンク)  
Tel.099-223-0223(農地部直通)



## 農地中間管理事業活用者の感想を集めました！ ～みなさんの“感謝の声”をお届けします～



畜産経営Uさん  
【大崎町】

農地といっても人の財産なので、貸してもらうには信用を得ることが大事ですね。  
事業活用前は、農地所有者と直接交渉するのに苦労していました。活用後は、役場が手続きの間に入って来て、お互い安心して貸し借りできています。

市役所に相談したところ、この制度を紹介してもらいました。所有者も「安心して貸すことができる」と喜んでいただけたので、私もうれしいです。  
さらにこの制度を活用し規模拡大を図り、地域に貢献しながら会社を大きくしたいです。



法人経営Oさん  
(露地野菜)  
【南九州市】



法人経営Mさん  
(露地野菜)  
【大崎町】

農地の貸し借りは正式に利用権を設定することが大事だと感じています。口約束では他に証明することもできませんしね。事業を活用することで管理も支払も楽になりました。農業委員会や役場の協力が大変ありがたいです。  
借りた農地は、従業員一同、愛情を込めて手入れをしています。

年々足腰も弱り、畑の管理が負担で大変でした。集落皆で話し合って事業を活用することにしました。自分の農地が荒れることなくきれいに管理されているのを見ると嬉しいですね。  
地域の若手農家が借りてくれて、とっても頼もしいです。



農地所有者Aさん  
【南九州市】

※取材及び記事掲載へのご協力ありがとうございます。



## コロナ禍でようやく開催できた地元説明会 (出水市江内中部地区事業説明会)

11月12日に出水市江内支所において、市主催による江内中部地区農地中間管理事業説明会が開催され、地元所有者及び耕作者、市、農地バンク職員ら約30人が出席しました。

地区では地域集積協力金の交付を目指して、水田33haのうち23ha(約70%)の農地集積を見込んでおり、会では組織の設立と役員体制などが話し合われました。



## 農業委員会と農地バンクとの連携について情報共有 (大隅、奄美・喜界、徳之島、沖永良部・与論地域農地利用最適化推進会議)



11/18~19 大隅地域



11/24 沖永良部・与論地域

11月下旬から12月上旬にかけて、大隅地域では農業委員等研修会、大島地域では地域別農業委員会農地利用最適化推進会議が開催されました。

会議では、県農業会議や県（大隅地域振興局、大島支庁）から農地利用の最適化や人・農地プランの実質化などに関する説明がありました。

農地バンクからは「農業委員会と農地バンクとの連携」をテーマに、事業の実施状況や農業委員会との連携に向けたお願い事項などを説明しました。

担い手への農地集積・集約化を図るため、農地中間管理事業の活用以最優先で取り組んでいただきますよう、引き続きご理解・ご協力のほどよろしく申し上げます。



11/30 奄美・喜界地域



12/1 徳之島地域

### 地域農業の活性化を検討 (大隅地域農地利用推進検討会)

11月8日に鹿屋市内で大隅地域農地利用推進検討会が開催され、各市町、県農村振興課、県大隅地域振興局、農地バンクの関係者ら約30人が出席しました。

研修会では、地域農業の活性化に関する事例報告や、各市町から農地中間管理事業の実施状況などについて説明がありました。

農地バンクからは、県内各地の取組事例を紹介し、活発な意見交換がなされました。



### ほ場整備で使いやすい農地を目指して (曾於市外園通山地区機構関連事業説明会)

11月25日に通山公民館で外園通山地区機構関連事業説明会が開催されました。

会では、県大隅地域振興局や市（農政・耕地）、農業委員会から地区概況と整備事業の内容などが示され、農地バンクからは貸借の仕組みを中心に説明しました。

出席者からは「担い手が使いやすい農地にしてほしい」などの要望が出されました。

市は、地元の意向を踏まえて整備事業の導入を検討する予定です。



### 来場者の農地相談に対応 (ファーマーズマーケット2021)

12月18～19日の2日間、鹿児島市内で県農業法人協会主催のファーマーズマーケット2021が開催されました。

農地バンクは同協会の事務局構成機関として例年「農地の相談」ブースを出展し、職員が相談を受けています。

新型コロナウイルス感染対策が徹底される中、両日とも多数の来場者で賑わい、農地バンクのブースには「まとまった農地を借りたい」、「バンクとの貸借期間終了後、農地はどうなるの？」などといった相談が寄せられました。



取  
得  
イ  
に  
ナ  
ッ  
ン  
バ  
ー  
を  
得  
て

R3年1～12月までの1年間で、農地バンクから農地賃借料等15万円または農地代金100万円を超える支払いを受けた方について、所得税法第225条第1項の規定により、農地バンクは支払調書を税務署に提出する義務を負っています。支払調書には個人番号（マイナンバー）の記載が必須となっており、対象者には直接、マイナンバー提出に関する依頼文書を送付しています。各市町村等窓口で問合せがくることが予想されますので、ご対応のほどよろしく申し上げます。